

「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」について

1 国の受動喫煙防止対策の法制化に向けた動向への対応について

「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例（以下、条例という。）」では、その附則に基づき、平成 28 年度に見直し検討を行った。その結果、この時点での条例改正は行わないこととしたが、受動喫煙対策の法制化の動向を見極めた上で、法律と条例の内容に整合性が問われるような事項がでてくれば、条例改正も含めて検討することで一致したところである。（別紙参考資料 2 参照）

今回、健康増進法の一部改正され、その規制内容によっては、条例の改正を含めて検討を行う必要がある。

2 基本的な考え方

- 条例の規定による措置と同等以上となるよう定めている事項については、法の規制に委ねる。

3 改正法の概要について

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催年である平成 32 年 4 月の全面施行を含め、三段階の法施行が予定されている。

（1）第一段階施行

ア 施行日

公布日から起算して 6 か月を超えない範囲内

イ 概 要

主に国及び地方公共団体の責務についての規定が施行される。

ウ 主な規制内容について

- 条例第 3、5、6 条で、県民、事業者及び県の責務は、規定されている。
- 法の規制は、すべて努力義務である。
- 法の責務規定は、条例の責務規定と方向性を異にするものではない。

（2）第二段階施行

ア 施行日

公布日から起算して 1 年 6 か月を超えない範囲内

イ 概 要

特定施設（学校、病院、児童福祉施設その他政令で定める施設及び行政機関庁舎）については、特定屋外喫煙場所（特定施設の屋外の場所の一部の場所のうち、当該特定施設の管理権原者によって区画され、省令で定める喫煙可能な場所である旨を記載した標識の掲示その他の省令で定める受動喫煙防止に必要な措置がとられた場所）以外での喫煙禁止。（敷地を含む）

ウ 主な規制内容について

- 法の特定施設は、条例の第1種施設の一部（学校、病院、児童福祉施設及び行政機関庁舎）と対象が重なる。
- 法の特定施設の規制は、敷地内も含み、条例で設置を認める室内喫煙所の設置は認めないため、法律が条例の規制を上回る。
- なお、次の点については、政省令で定めることとしている。
 - ・ 特定施設のうち「その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設」について
 - ・ 特定屋外喫煙場所について「喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識の掲示」及び「受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所」について

（３）第三段階施行（全面施行）

ア 施行日

平成32年4月1日

イ 概 要

法の規制対象が、多数の者が利用する施設及び旅客運送事業自動車等（旅客運送事業自動車、旅客運送事業航空機、旅客運送事業鉄道等車両及び旅客運送事業船舶をいう。）に拡大され、全面施行される。

ウ 主な規制内容について

- ・ 法では、喫煙専用室の措置基準や指定たばこ（加熱式たばこ）の経過措置等、詳細な基準は、今後、政省令で定められる。
- ・ 法では、既存特定飲食提供施設として、個人若しくは小規模の経営者で、客室面積が100㎡以下の既存の飲食店については、特例として経過措置を設けているが、新規店については、特例の対象としていない。
- ・ 条例第21条の特例第2種施設である風営法関係や小規模旅館等については、法律では特例の対象としていない。

（４）その他

- 法の施行主体については、都道府県、政令市、保健所設置市が施行主体とされ、条例の施行主体（県）と異なる。

- * 政令市（横浜市、川崎市、相模原市）
 - * 保健所設置市（横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市）

5 今後の進め方（案）

（１） 法の第一段階施行にあたって

- 法は、現行同様すべて努力義務で、条例の規定と齟齬が生じることはないため、この時点での条例改正は行わない。

（２） 法の第二段階施行にあたって

- 法の特例施設（学校、病院、児童福祉施設等、行政機関庁舎）において、条例の規定を上回る措置を講ずることとなるため、法の規定を踏まえ必要な条例改正を行う。
- 条例については、検討会へ報告のうえ、改正を行う。

（３） 法の第三段階施行にあたって

- 全面施行に係る規定の多くが、今後公布が予定される政省令で定められるため、その内容を踏まえたうえで検討項目を整理し、改めて検討会で議論を行う。

6 今後のスケジュール（案）

- 平成 30 年 7 月 27 日 第 1 回検討会の開催
・ 条例改正について
- 平成 30 年 9 月 平成 30 年度受動喫煙に関する県民意識・施設調査実施
- 平成 31 年 1 月頃 第 2 回検討会の開催
・ 条例改正案の報告
・ 県民意識調査・施設調査速報の報告
- 平成 31 年 2 月 県議会 2 月定例会で条例の一部改正案を提案
- 平成 31 年 3 月 県民意識調査・施設調査結果報告